

最終処分場に関する調査特別委員会資料

令和6年(2024年)7月30日
生活環境部環境衛生課

No.	報告書 該当箇所	事前質問	回答	質問者
1	全体	各案を採用した場合のごみ減量、市民意識といつた視点はどのように考慮されたか（例えば①案にした場合、市民からごみ減量の視点が見えにくくなるのでは、といった点は考慮されたか）	今回の最終処分方法の調査比較においては、「市民へのごみ減量の意識付け」の効果は検討項目としていませんが、「市民へのごみ減量の意識付け」は、どの最終処分方法においても重要性が変わるものではないと考えています。	あさの委員
2	②案、 ③案、 ④案	②～④案はなんらかの形でつくば市で最終処分場を整備する案となっているが、施設としてオープン型、クローズド型のどちらを仮定したか。	建設地の土地形状や面積により、オープン型とクローズド型のどちらが適しているかは異なってきますので、候補地の検討を含まない今回の検討業務においてはどちらか一方を優先するような仮定したものではありません。 なお、経済性を比較する際には、p. 68の表6-15にあるオープン型、クローズド型の両方を含んだ他自治体の事例をもとに近似式を用いて整備費を算出しています。	あさの委員
3	②案、 ③案、 ④案	②③で、現在委託で行なっている「資源化」を行わないことを前提とした理由（東京都多摩地域のように、「埋め立てゼロ」をあえて選択している地域もある）	「資源化」を取り入れた場合として、④案を設定しています。なお、②③案は、市等で最終処分場を整備する場合の最大限の用地面積を検討するために設定しました。	あさの委員
4	p. 76	③案の「広域」の対象を土浦市とした理由。県 ゴミ処理広域化計画 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shijun/kikaku/documents/202203_gomisyorikouikika.pdf で土浦市との広域化が計画されている (p. 76)とのことだが、最終処分に関しては県南で数少ない最終処分場を持っている（2028年終了予定になっているが）自治体との広域処理計画を立案することに疑問がある。	茨城県ごみ処理広域化計画は主に焼却施設の県内市町村の状況を踏まえて広域化を検討すべき市町村のグループ分けを示したものですが、つくば市は土浦市との2市でグループ分けされています（県計画p. 33）。最終処分場についても焼却処理施設のグループ分けに合わせて同一ブロック内での最終処分の在り方にについて検討する旨の記載（県計画p. 49）があるため、今回の検討で③案として設定しました。	あさの委員

No.	報告書 該当箇所	事前質問	回答	質問者
5	p. 37 2)	受け入れ条件にある「再生採石の場合、埋め立て基準の3分の1にすること」の意味の説明をお願いしたい。	焼却灰を再生砕石として資源化する事業者が、受入基準として自主的に規定していることです。	あさの委員
6	全体	遠方までの運搬を避けるためには資源化量を増やす必要があると考えるが、資料(p.61)の計算では2022年の実際の処理量をもとに計算されている。資源化はどれくらいまで増やせる、また増やす目標とすることを担当課としては考えているか。	つくば市一般廃棄物処理基本計画において、2,000 t の資源化を目指として掲げており、現在それを上回る2,700 t をリサイクルしています。なお、現状の受入先の状況等に鑑みると、大幅に資源化量を増やすことは困難です。今後の目標値に関しては、現在実施している計画改定の中で検討していきます。	あさの委員
7	全体	一方、環境負荷を考えたとき、大量のエネルギーを使う溶融処理や焼成処理に対する疑問という見解もあるが、案を作ったコンサルタントとしては、このこと(CO2削減への寄与度と埋め立て処分量削減への寄与度の考え方)をどう考えるべきという見解か。	大量のエネルギーを使う溶融処理や焼成処理は、短期的にみるとCO2排出削減の観点からはあまり望ましいものではありません。しかし、再資源化しない場合は埋立物として最終処分し、埋立地での浸出水処理が行われることになります。この浸出水処理は埋立終了後も15年から20年間と続くことになり、長期的には設備運転に伴うCO2排出が生じるため、一概にどちらが有利かは言い難いところです。なお、処分量削減の観点から、溶融処理等による再資源化は埋立量の削減、資源化量の増加に寄与すると考えます。	あさの委員
8	p. 64 表6-10	資料の意味を(どのように算出してp.65の計算に至ったのか)説明をお願いしたい。	最終処分場のモデルを作成し、その費用を算出するために規模等の検討を行っています。 15年間の埋立量(重量)をもとに埋め立てた際の容量を既存資料から設定し、埋立容量とします。この埋立容量をもとに茨城県内の最終処分場の事例を参考に埋立高さを設定し、必要な埋立面積及び敷地面積を算出しています。	あさの委員
9	その他	水戸市で建設に至った用地選定での背景について	背景については、「地元関係者の理解が進んでいた地域に整備することとした。」場所として選定されたと伺っております。	橋本委員
10	その他	水戸市以外での用地選定で参考になる例はあるのか	現時点では、最終処分の在り方を検討しているものであり、候補地選定は本業務には入っておりませんので、具体的な実施例の調査は行いませんでしたが、公募を行った事例もあるようです。	橋本委員

No.	報告書 該当箇所	事前質問	回答	質問者
11	p. 45 図5-5	あえて市内の地域として考えられるのはどこになるのか	報告書p. 45の重ね図において、色のついていない斜めハッチの部分は、比較的規制がゆるやかな区域になります。 しかし、こちらの重合せ図は主な法規制のみを整理したものになりますので、候補地の検討に際しては地域の実情を考慮しながら検討するものになります。	橋本委員
12	③案	広域化について土浦が例に挙げられているが、情報の共有は進めているのか	令和5年度の「5つくば市最終処分方法検討支援業務委託」の中で、委託業者を交え土浦市環境衛生課を訪問し、現時点での考えについて担当課レベルでの情報共有を行っています。	橋本委員
13	③案	広域化の場合土浦以外では可能性があるのか	土浦市以外との広域化の可能性は検討していません。	橋本委員
14	①案	現在の民間委託を続けた場合、この先何年間受け入れが可能か	山形県米沢市、秋田県小坂町、青森県三戸町の施設の現在の状況では今後おおむね30年受入れ可能であると見込まれます。また、群馬県沼田市に新たな最終処分場が計画されている状況にあるため調査を継続的に行っていきます。	浜中副委員長
15	全体	最終処分場の建設決定から供用開始まで15年かかるということだが、質問No.14から逆算すると最終処分場の建設を決定すべきタイムリミットはいつか	例えば、令和22年度（2040年度）から供用開始を目指すということであれば、来年度中には建設方針を固める必要があるかと思います。 しかし、15年というのはあくまで目安であり、用地の選定及び確保、周辺住民との同意形成などに長期間を要するケースも考えられます。	浜中副委員長
16	p. 100 表6-48	②案から④案の必要な用地面積について倍の開きがあるのはなぜか（例えば、②案約3.1～6.2万m ² と表記されている）	必要面積の開きについては、埋立を行う高さによって異なるためです。 例えば②案の場合、埋立の高さを5 mとした場合の敷地面積は62,400 m ² で、埋立の高さを10mとした場合の敷地面積は31,200 m ² となります。 (参照：報告書本編p. 66 表5-13 埋め立て面積及び敷地面積)	浜中副委員長
17	p. 4 表1-2	最終処分の基本方針及びポイントでの、ポイントにクリーンセンターにより発生する焼却残渣割合が高いことから、その原因を調査するとあるが、調査結果と対応について	令和2年度策定のつくば市一般廃棄物処理基本計画策定時には、焼却残渣の割合が高い状況でしたが、直近3年間の焼却残渣割合は、一般的な割合である12%以下で推移していることから、現在焼却残渣割合が高い傾向は見られません。	浜中副委員長

No.	報告書 該当箇所	事前質問	回答	質問者
18	p. 37 表4-4	調査結果によると、破碎残渣以外は全量リサイクル可能なように見受けられるが、その場合の委託費用は年間どの程度になりそうか	現在、鹿嶋市の民間施設で約700 t、埼玉県寄居町の民間施設で約2,000 tをリサイクルしています。寄居町の施設の計画受け入れ量が現在の量で上限となるため、2,000 tで約8,910万円、それ以外の7,000 tを仮に鹿嶋市の施設で処理したとして約4億2,500万円、全量をリサイクルすると年間で合計5億1,410万円となります。	浜中副委員長
19	p. 45 図5-5	候補地選定の重ね図について、本市ではクローズド型が適しているとあるが、オープン型も踏まえどういうところが建設可能なのか（細かくてわかりづらいので）	No. 11と同じ	浜中副委員長